

◎佐賀県条例第19号

SAGAスポーツピラミッド構想推進条例

佐賀県は、スポーツの真の価値を大切にし、「SAGAスポーツピラミッド構想」を掲げ、「佐賀から世界に挑戦するアスリート」を育成し、多くの県民が「する、観る、支える、育てる、稼ぐ」のそれぞれの関わり方で広くスポーツに携わり、アスリートも人や地域も輝き続ける社会を目指し、成果を上げてきた。

また、令和5年（2023年）に新時代のエンターテインメントアリーナとしてSAGAアリーナがオープンし、トップアスリート、トップアーティストのパフォーマンスが多くの人を魅了し、佐賀県に新たな風を吹き込んでいる。

我が国は、体育からスポーツへの転換期にある。令和6年（2024年）には、国民体育大会から国民スポーツ大会に生まれ変わる新しい大会「SAGA2024国スポ・全障スポ」を開催した。

このSAGA2024国スポ・全障スポの開会宣言において、「スポーツの根源的な力・真の価値」に関する県の考え方が改めて述べられた。

県は、SAGA2024国スポ・全障スポにおいて、スポーツの持つ本質的な価値を追求し、スポーツの自由さ、楽しさ、多様性等を体感できるよう、観客も一体となって自由に楽しむ式典や仕事帰りでも観戦を楽しむためのナイトゲームの開催、全競技の全試合の動画配信、アスリート個人の栄誉を称える個人表彰制度の創設等の新しい取組に果敢に挑戦し、我が国のスポーツシーンに一石を投じた。

県は、佐賀県だからこそできるSAGAスポーツピラミッド構想の下、SAGA2024国スポ・全障スポを大きな跳躍及び飛躍の機会として、この大会を機に生まれた県民誰もがそれぞれの関わり方でスポーツを楽しむ文化を更に広げ、スポーツそのものの在り方についても探究し、提言し続けることで、スポーツを生かした人づくり及び地域づくりに、アスリート、指導者、競技団体、スポーツに関係する団体、企業、市町及び学校とともに挑戦し、世界に誇れる新たなスポーツシーンを佐賀県から切り拓くことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県が掲げる「SAGAスポーツピラミッド構想」（以下「SSP構想」という。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、SSP構想の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、スポーツの力を生かした世界に誇れる人づくり及び地域づくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 SSP構想の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 主体性及び多様性を持って自ら考え、行動し、高い目標を持って学ぶことができるアスリート及び当該アスリートを指導する者（以下「指導者」という。）の育成
- (2) 学校、競技団体及び市町と連携し、競技力の向上を図ることができる練習環境の充実
- (3) アスリートに対する県内の企業等への就職並びに競技引退後も自らの能力及び経験を次世代の育成又は社会の各分野での活動に生か

すことができるキャリア形成への支援

- (4) 県民、企業及び団体が、それぞれの関わり方でスポーツに携わり、その発展を支える文化の定着
- (5) 県内のスポーツ施設、プロスポーツ等を活用し、又はアスリートの育成等に資するスポーツビジネス（スポーツを素材、題材等として活用した製品、サービス等を創出する経済活動をいう。）の推進
- (6) 県民誰もがそれぞれの関わり方でスポーツを楽しむことができる環境の充実
（県の責務）

第3条 県は、SSP構想の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施にあつては、常に世界の潮流及び社会情勢を捉え、それらの先を見据えたものとなるよう努めるものとする。
- 3 県は、SSP構想の推進に当たっては、競技団体、スポーツに関係する団体、企業、市町、学校等との連携を推進するものとする。
- 4 県は、県民及び前項に規定する連携先が行うSSP構想の推進に向けた取組が有機的に連携して、様々な好循環を生み出すような環境を整備し、県民誰もがそれぞれの関わり方でスポーツを楽しむ文化が根付くよう努めるものとする。
（アスリート及び指導者の育成）

第4条 県は、次に掲げる施策の実施に努め、県内のアスリートを育成するものとする。

- (1) 学校、競技団体、企業等との連携による育成環境の充実を図るとともに、子どもから社会人まで一貫してアスリートを育成する体制を構築すること。
- (2) 学校、競技団体、企業等との連携により、アスリートのための寮を整備し、及び運営する等により、中学生及び高校生のアスリートの県内定着及び県内流入を促進すること。
- (3) 大学、医療機関、医師会、企業その他関係団体と連携し、アスリートがスポーツ医科学に基づいた支援を受けることができる環境を整備すること。
- (4) 女性の身体的又は生理的な特徴に基づいた女性アスリートへの支援をはじめとするアスリートへの健康支援を実施すること。

- 2 県は、学校、競技団体、企業等と連携し、指導者がスポーツ医科学、スポーツ栄養学、ICT活用等の最新の知見を学ぶことができる仕組みの構築等を行うことにより、指導者の資質が向上する環境の整備に努めるものとする。
- 3 県は、障害者を支える人材の育成、障害者が行うスポーツに関する情報発信等を行うことにより、障害の有無にかかわらず県民誰もがスポーツに参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

（練習環境の充実）

第5条 県は、競技特性に応じて子どもから社会人までの幅広いアスリートが練習し、及び学び合うことができる育成拠点の整備に努めるものとする。

- 2 県は、練習環境の整備にあつては、主として使用する競技のアスリートの育成方針、大会又は合宿の開催、スポーツビジネスにおける活

用等の将来的な視点をもって、多角的に検討するよう努めるものとする。

3 県は、県内の練習施設が障害の有無にかかわらず利用しやすいものとなるよう、練習施設の設置者等に対して必要な助言を行うよう努めるものとする。

(就職支援の取組)

第6条 県は、職業紹介（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第2項に規定する無料の職業紹介をいう。）等の実施により、アスリート及び指導者に対する県内の企業又は団体への就職を支援する。

2 県は、県内の企業又は団体に対し、アスリートの雇用についての理解の促進に努めるものとする。

(支える文化の定着)

第7条 県は、県民、企業及び団体が、プロスポーツ又はアスリートの試合等を観戦し、又は応援しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、県民が審判等の競技会運営者及びボランティアに携わる機会の創出に努めるものとする。

3 県は、競技団体及びアスリートが、ふるさと納税制度（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項に規定する特例控除対象寄附金を用いる寄附制度をいう。）等を活用した寄附金の募集、スポンサーの獲得等により、その活動資金を多角的に調達できるように支援するよう努めるものとする。

(スポーツビジネスの推進)

第8条 県は、スポーツビジネスの振興に当たっては、その効果が次世代のアスリート及び指導者の育成、練習環境の充実、就職支援等に還元されるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ施設、プロスポーツ等を活用したスポーツホスピタリティ（人と人とのつながりを生み出すおもてなし、特別な体験等であって、スポーツ観戦に伴い提供される高い付加価値のあるサービスをいう。）、スポーツツーリズム（スポーツの観戦又はスポーツのイベントへの参加と一体のものとして提供される観光等に係るサービスをいう。）その他のスポーツビジネスへの県内の企業の参入を促進するために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供)

第9条 県は、県民が、年齢、性別又は障害の有無にかかわらず、自らの関心、目的に応じて、それぞれの関わり方でスポーツに親しみ、スポーツに参加できる機会の提供に努めるものとする。

(スポーツのイベント運営の基本的な考え方)

第10条 県は、県が主催するスポーツに関するイベント等の開催に当たっては、SAGA2024国スポ・全障スポの大会運営で得た知見及び県が掲げる「さがすたいる」を踏まえた運営に努めるとともに、その他の団体が主催するイベント等においても当該取組が広がるよう必要な助言を行うよう努めるものとする。

(新たなスポーツへの対応)

第11条 県は、eスポーツ、アーバンスポーツその他新たなスポーツにおける人材の育成、大会の誘致、認知度の向上等に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、各競技のルールその他スポーツ自体の在り方、スポーツが生み出す多面的な効果その他スポーツを生かした人づくり及び地域づくり等必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(情報発信等)

第13条 県は、SSP構想に基づく取組が県内に定着し、及び国内に広く波及するよう情報発信を行うとともに、スポーツが世界共通であるという特性を踏まえ、国外への情報発信に努めるものとする。

2 県は、第2条に定める基本理念に関する県民の関心や理解を深めるため、SSP構想の日及びSSP構想月間を設けるものとする。

3 SSP構想の日は毎年5月25日とし、SSP構想月間は同日を含む1月間とする。

(財政上の措置)

第14条 県は、SSP構想に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。